

「小規模多機能型居宅介護事業所」

重要事項説明書（web 掲示用要約版）

当事業所はご契約者に対して小規模多機能型居宅介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 事故発生時の対応.....	5
7. 提供するサービスの第三者評価実施状況.....	5
8. 協力医.....	5
9. 苦情の受付について.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 宮崎医福サービス
- (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市新別府町菌田152-1
- (3) 電話番号 0985-33-9578
- (4) 代表者氏名 伊藤 智彦
- (5) 管理者氏名 藤島 名菜子
- (5) 設立年月 平成 22年 11月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
東大宮及びサテライト新別府 平成 23年 4月 1日指定 宮崎県 4590100709 号
宮崎市大島町国草 132
清武及びサテライト本郷 平成 27年 4月 1日指定 宮崎県 4590100865 号
宮崎市清武町木原 5581-3
- (2) 事業の目的 株式会社宮崎医福サービスが運営する、小規模多機能型居宅介護センター美波清武が行う小規模多機能型居宅介護（以下「事業」とする）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する条項を定め、事業所の介護職員その他の従業員（以下「介護職員等」とする）が要支援・要介護の状態となった高齢者に対し、地域に貢献しうる適切なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 当事業所の運営方針
 - ・小規模多機能型居宅介護センター美波清武の介護職員等は、要支援・要介護となった場合においても、その心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに精神的負担の軽減を図るものとする。
 - ・事業の実施にあたっては、関係市町村、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 宮崎市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間

※同意いただいたケアプランの予定を超えるサービスは、利用定員状況等によって提供できない場合もあります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	職務の内容
1. 統括管理者	1名以上	エリア全体の管理、指導
2. センター長	1名以上	施設の全体の運営、管理
3. 介護支援専門員	1名以上	ケアマネジメントに関する業務
4. 介護職員	1名以上	利用者の生活全般の援助等
5. 看護職員	1名以上	利用者の健康管理及び指導
6. 機能訓練指導員	1名以上	機能訓練に関する指導等

*宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜勤1名以上を配置します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、小規模多機能型居宅介護として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ② 通常の場合、利用料金は介護保険から給付される場合
- ② 利用金額の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

- ① 日常生活の援助（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常動作訓練）
- ③ 介護サービス（施設の移動・排泄の介助・おむつ交換・着替え介助・見守り等）
- ④ 介護方法の指導（家族の介護教室）
- ⑤ 健康状態の確認（看護職員によるバイタルチェック）
- ⑥ 送迎支援
- ⑦ 食事援助
- ⑧ 入浴援助

<サービス利用料金>

介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護報酬公示上の額に基づいて、算出いたします。サービス利用料金のうち9割は介護保険から給付され、ご契約者の自己負担は1割、もしくは2割、3割になります。(利用者の収入による)但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。下記サービス利用料金以外の費用は発生致しません。利用料以外の金銭や金品の授受は禁止しておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○利用料 (介護報酬公示上の額 / 1単位 = 10円)

	介護保険適用	単位	一割負担分
小規模多機能型居宅介護	要支援1	3450単位/一月	3450円/一月
	要支援2	6972単位/一月	6972円/一月
	要介護1	10458単位/一月	10458円/一月
	要介護2	15370単位/一月	15370円/一月
	要介護3	22359単位/一月	22359円/一月
	要介護4	24677単位/一月	24677円/一月
	要介護5	27209単位/一月	27209円/一月
	初期加算	30単位/一日	30円/一日
	総合マネジメント体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	800～1200単位/一月	800～1200円/一月
	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	350～750単位/一月	350～750円/一月
	看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	480～900単位/一月	480～900円/一月
	認知症加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	460～920単位/一月	460～920円/一月
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.9% (介護保険請求分)	14.9% (利用者負担分)
	生産性向上推進体制加算	10～100単位/一月	10～100円/一月

(2) 食事代・その他の実費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方は要した交通費の実費をいただきます。また、食費やオムツなど実費を頂くものに関しましてもサービス利用料と一緒に請求させていただきます。

食事代	朝 400 円/昼 500 円/夜 600 円/おやつ 50 円
宿泊費	2000 円
その他日常生活費	実費
レクリエーション材料・用具費	300 円/月
複写物の交付	10 円/1 枚

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日位には引き落とし口座に利用料金をご準備下さい。※10日から20日の間に宮崎銀行引き落としとなります。

- ア. 銀行引き落とし 宮崎銀行の口座のご準備をお願いします。
宮崎銀行本店営業部 普通 225455
株式会社宮崎医福サービス 代表取締役 伊藤智彦
- イ. 現金 必ず職員にお渡しの上、領収書をお受け取りください。
※土日祝祭日は領収書の発行が出来ない為、後日になります。ご了承ください。

前記(2)の食事代・実費は、サービス利用料と一緒に支払い下さい。

6. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
保険会社名：日新火災海上保険株式会社
保険名：賠償責任保険

7. 提供するサービスの第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しております。

- ① 運営推進会議構成員による外部評価：有
- ② 外部評価の実施時期：年1回年末
- ③ 評価結果の開示状況：事業所に備置き

8. 協力医

各施設に協力いただいている医院、歯科医院がございます。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

担当者：各施設のセンター長及びケアマネージャー

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所介護保険課	所在地 宮崎市橘通西 1-1-1 電話番号 0985-21-1777
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町 231-1 電話番号 0985-25-4901

